平成２３年（フ）第１２３５号
神戸市兵庫区中道通８丁目１番18号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通１丁目２番９号
債務者　向井　秀**隆**
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市八代本町１丁目７番２号
債務者　山本　美加
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８１号
北海道十勝郡浦幌町字東山町７番地２
債務者　五日市悦子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　樹
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８１号
秋田県横手市南町１番８号
債務者　髙橋　琴子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６０５号
兵庫県姫路市御国野町国分寺383番地　ダイヤマンション４－Ａ
債務者　森元　良邦
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８８号
北海道北斗市飯生３丁目４番12号
債務者　三川　伸朗
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１９号
北海道亀田郡七飯町字上藤城314番地の６
債務者　澤井　正志
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３０８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧2396番地１、前住所奈良県香芝市磯壁３丁目２番地の９
債務者　武安　豪規
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目11番31―２号
債務者　津守鍍金工業所こと津守隆忠こと　津守　**隆**忠
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
奈良県橿原市曲川町７丁目８番10―１号
債務者　西　　一幸
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
奈良県御所市大字東松本286番地の５
債務者　奥村　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
奈良県橿原市曲川町７丁目８番10―１号
債務者　西　　晴洋
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台16番34号、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相292番地２
債務者　西村　大助
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
和歌山県西牟婁郡白浜町1335番地の60
債務者　山中　英子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１２５号
山口県宇部市開６丁目２番７号　コーポ開102号、住民票上の住所山口県宇部市大字妻崎開作618番地５
債務者　向田　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２９２号
愛知県豊橋市飯村南４丁目７番地18、従前の住所愛知県豊橋市若松町字豊美669番地
債務者　藤原　　崇
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部